

平成27年度

商工業者のための
事業ガイドブック

〈 事業革新実践会議 〉

湯沢商工会議所
ゆざわ小町商工会
湯沢市産業振興部まるごと売る課

主要事業一覧

□ 設備投資等

目的	制度名	掲載頁
・工場等の新設・増設	湯沢市工業等振興条例	2
・設備投資による新規雇用	湯沢市がんばる企業応援条例	3

□ 各種補助金

目的	制度名	掲載頁
・新規に開業・開店	湯沢市起業サポート補助金	4
・新分野進出・新商品開発・イベント出展	湯沢市チャレンジ補助金	5
・地場産業等の強化	湯沢市地場産業等強化対策事業補助金	7
・伝統産業の振興	伝統的工芸品使用拡大支援補助金	9
・資格取得・技能習得	湯沢市スキルアップ支援事業補助金	10
・リフォーム(店舗等)	湯沢市店舗等リフォーム資金助成金	12
・商店街の振興・活性化	湯沢市中心商店街等振興事業	13
・インバウンドの強化	湯沢市インバウンド対応型経営支援補助金	14

□ 融資制度

目的	制度名	掲載頁
・資金調達関係	湯沢市中小企業振興資金(マルゆ)	15
	湯沢市緊急経済雇用対策 中小企業振興資金(マルゆ)利子補給補助金	16
	小規模事業者経営改善資金制度融資(マル経)	17
	秋田県中小企業融資制度	17

□ 独立サポート

目的	制度名	掲載頁
・試験的な営業	湯沢市まちなかにぎわいチャレンジショップ事業	18

事業名	湯沢市工業等振興条例								
目的	市内に工場等および特認施設の新設または増設を行う事業者に対し、便宜の供与または必要な奨励措置を講ずることにより、本市工業の振興を促進し、雇用機会の増大を図ることを目的とする。								
主な内容	<p>・対象事業所（奨励措置の適用事業所）</p> <p>奨励措置の適用事業所の指定を受ける企業であって、次に掲げる項目いずれにも該当するもの。</p> <table border="1" data-bbox="341 651 1426 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="341 651 536 696">項目</th> <th data-bbox="536 651 1426 696">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 696 536 842">用地面積</td> <td data-bbox="536 696 1426 842"> 1 新設の場合 用地の取得面積が、3,000㎡以上 2 増設の場合 用地の取得面積が、2,000㎡以上 ただし、同一敷地内に増設する場合は、2,000㎡以上の遊休地がある場合は、この限りでない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 842 536 1189">従業員数</td> <td data-bbox="536 842 1426 1189"> 1 工場等 ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、20人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 2 特認施設（運輸業、卸売業及びサービス業等） ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、5人以上であること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1189 536 1361">設備投資額</td> <td data-bbox="536 1189 1426 1361"> 1 工場の場合 工業生産設備でこれを構成する固定資産の取得価格の合計額が、2,000万円を超える新設または増設 2 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設の場合 直接事業に供する土地建物、附属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新設または増設 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・奨励措置</p> <p>○ 固定資産税の課税の免除</p> <p>適用範囲 ……施設に係る固定資産税の全額</p> <p>適用期間 ……操業開始後、課税年度を初年度とし3年間</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>事業計画に基づいて、生産設備として翌年以降に設置される償却資産については、2年間を限度として延長することができる。</p> </div> <p>○ 用地取得補助金の交付</p> <p>補助金額 ……用地取得額に0.5を乗じて得た額（上限5,000万円）</p> <p>適用期間 ……用地取得し工事着手日から1年以内</p>	項目	指定基準	用地面積	1 新設の場合 用地の取得面積が、3,000㎡以上 2 増設の場合 用地の取得面積が、2,000㎡以上 ただし、同一敷地内に増設する場合は、2,000㎡以上の遊休地がある場合は、この限りでない。	従業員数	1 工場等 ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、20人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 2 特認施設（運輸業、卸売業及びサービス業等） ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、5人以上であること。	設備投資額	1 工場の場合 工業生産設備でこれを構成する固定資産の取得価格の合計額が、2,000万円を超える新設または増設 2 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設の場合 直接事業に供する土地建物、附属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新設または増設
項目	指定基準								
用地面積	1 新設の場合 用地の取得面積が、3,000㎡以上 2 増設の場合 用地の取得面積が、2,000㎡以上 ただし、同一敷地内に増設する場合は、2,000㎡以上の遊休地がある場合は、この限りでない。								
従業員数	1 工場等 ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、20人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 2 特認施設（運輸業、卸売業及びサービス業等） ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が、10人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が、5人以上であること。								
設備投資額	1 工場の場合 工業生産設備でこれを構成する固定資産の取得価格の合計額が、2,000万円を超える新設または増設 2 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設の場合 直接事業に供する土地建物、附属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新設または増設								

事業名 湯沢市がんばる企業応援条例

目的 現下の厳しい雇用情勢を鑑み、緊急かつ暫定的な特別措置として、売上げ増加を目的とした設備投資を行い、新たに正規職員を雇い入れる中小企業者に対し奨励措置を講ずることにより、雇用機会の拡大と正規就業の促進を図る。

主な内容 ・ 補助対象事業所（奨励措置適用事業所）

雇用保険を適用する中小企業者（事業を営む会社および個人）であって、次の①～⑤のすべてに該当する者。

- ① 売上げ増加を目的とした設備投資額が200万円以上であること。
- ② 次の表の区分に応じ、新たに雇い入れる正規職員（雇用保険被保険者）の人数を雇用する者であること。（ただし、新たに雇入れる正規職員が市民である場合に限る。）

市内の事務所または事業所に有する従業員規模	新たに雇い入れる正規職員の人数
20人（商業・サービス業は5人）以下	1人以上
21人（商業・サービス業は6人）以上	2人以上

- ③ 指定期間内（1年）または平成29年3月31日のいずれか早い日までに設備投資および正規職員の雇用が完了する事業であること。
- ④ 市税の滞納がない者であること。
- ⑤ 奨励措置適用事業所指定申請日から起算して6カ月前の日から当該雇い入れにかかる事業所等の労働者を解雇していない者

・ 設備投資補助金

設備投資額の20%で、300万円を上限とする。

ただし、新たに雇い入れる正規職員の数が1人の場合は、150万円を上限とする。

事業名	<u>湯沢市起業サポート補助金</u>										
目的	市内で新たに起業する者に対し、その初期投資経費の一部について補助金を交付することにより、新企業の創出を促進するとともに、地域経済の活性化および雇用機会の拡大を図ることを目的とする。										
主な内容	<p>・補助対象者</p> <p>今まで事業を営んでおらず、新たに中小企業者等として起業する個人で、次の①～④のすべてに該当する者。</p> <p>① 市内に住所を有している者又は市内に事業所を設置する者</p> <p>② 市税の未納がない者</p> <p>③ 市、または市内商工団体が開催する起業支援のための講座や指導を受け、起業が確実である具体的な計画を有している者</p> <p>④ 許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けている者、または当該許認可等を受けることが確実と認められる者</p> <p>※ 事業着手前の申請を要する。</p> <p>・補助対象事業</p> <p>①と②のすべてに該当する事業</p> <p>① 農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などの業種に該当していない事業</p> <p>② 平成28年3月31日までに完了する事業</p> <p>・補助対象経費・補助率および補助金の額</p> <table border="1" data-bbox="365 1379 1425 1655"> <thead> <tr> <th>経費名</th> <th>補助対象経費内訳</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拠点費</td> <td>事業所取得費、内外装、設備、看板等</td> <td rowspan="3">消費税および地方消費税を除いた補助対象経費の1/2以内の額。ただし補助金の総額は、100万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>備品費</td> <td>什器、機械器具等</td> </tr> <tr> <td>広告費</td> <td>新聞広告、チラシ作成・配布、その他宣伝広告に必要とする経費</td> </tr> </tbody> </table>	経費名	補助対象経費内訳	補助金額	拠点費	事業所取得費、内外装、設備、看板等	消費税および地方消費税を除いた補助対象経費の1/2以内の額。ただし補助金の総額は、100万円を上限とする。	備品費	什器、機械器具等	広告費	新聞広告、チラシ作成・配布、その他宣伝広告に必要とする経費
経費名	補助対象経費内訳	補助金額									
拠点費	事業所取得費、内外装、設備、看板等	消費税および地方消費税を除いた補助対象経費の1/2以内の額。ただし補助金の総額は、100万円を上限とする。									
備品費	什器、機械器具等										
広告費	新聞広告、チラシ作成・配布、その他宣伝広告に必要とする経費										

事業名	湯沢市チャレンジ補助金事業
目的	市民経済の活性化を図ることを目的として、地域での先進的な経済活動、または先駆的な産業振興活動を、積極的かつ果敢に挑戦する事業に対し、その経費の一部を補助する。
主な内容	<p>・補助対象者 将来にわたって市の産業振興や地域活性化のために貢献しようとする者で、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内に住所を有する方 ○ 市内の事業所等に勤務する方 ○ 市内に事務所を有する法人 ○ 市内に活動拠点を有する団体 <p>・対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新しい産業分野への進出や新商品開発、観光誘客等へ向けた新たな取組みを实践する事業など (新分野進出事業、新商品開発事業、観光・誘客事業、研修会支援事業etc.) 2 各種展示会やイベントへの出展、市内でのイベントに対する事業など (展示会事業、イベント出展事業、地域活性化活動事業 etc.) 3 海外市場への進出(出店)や海外での展示商談会、イベントへの出展または新たな取組みを实践する事業など (海外で開催される展示会やイベントへの出展事業、海外拠点設営事業etc.) <p>・対象経費・補助額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 の事業……報償費、旅費、会場費、負担金、開発費、消耗品費 (審査会による総合評価点により補助率を決定する(別表1)。ただし旅費については1人当たり4万円を上限とし、総額20万円を超えないものとする。また補助金の総額は50万円を上限とする。) 2 の事業……旅費、会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費 (補助対象経費の4/5以内の額。審査会による総合評価点により補助率を決定する(別表1)。ただし旅費については1人当たり4万円を上限とし、総額20万円を超えないものとする。また、補助金の総額は50万円を上限とする。) 3 の事業……報償費、旅費、会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費 事業拠点費 (審査会による総合評価点により補助率を決定する(別表1)。ただし旅費は、アジア地域は1人当たり10万円、その他の地域は1人当たり15万円を上限とし、総額30万円を超えないものとする。また、補助金の総額は50万円を上限とする。)

湯沢市チャレンジ補助金事業

(別表1) 補助率表

総合評価点 (50点)	補助率
40点以上	100/100
30点以上40点未満	75/100
25点以上30点未満	50/100
25点未満	不採択

※ 補助対象経費の内訳は次表のとおり

対象経費内訳

経費名	補助対象経費内訳
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有する者(専門家等)に依頼し、指導・相談、講演等を依頼した場合に、謝礼として支払われる経費(旅費相当分を含む。) ・海外進出事業で行う商談会等における現地通訳者に支払われる経費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の一部として行われる先進地視察や調査、展示会等イベント参加への旅費として支払われる経費(補助対象経費となる旅費は、実際に要した費用とし、国内旅費においては1人当たり4万円、総額20万円を上限とし、海外旅費においてはアジア地域は1人当たり10万円、その他の地域は1人当たり15万円を上限とし、総額30万円を超えないものとする。)
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会等での会場借上料 ・展示会、イベント等を遂行するために必要な出展料、手数料及び設営費として支払われる経費(備品使用料、装飾費を含む。)
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品を購入するために支払われる経費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便代、運送代等として支払われる経費(海外進出事業においては、運送代にかかる保険料、検査手数料等を含む。)
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、展示会、イベント等の事業を遂行するために必要なチラシや宣伝用ポスター、資料等の印刷費として支払われる経費(案内状等の印刷費を含む。)
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会等のテキスト代 ・その他事業に必要な負担金(補助対象経費となる負担金は、個人は2万円、団体においては1団体10万円を上限とする。)
開発費	<p>新商品開発や新分野へ進出するために支払われる経費であって、次に該当する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型観光等で招へいた観光モニターの受け入れ準備に要した経費 ・誘客活動に必要な直接的経費 ・新商品開発のために必要な直接的経費 ・新市場開拓や新たな業種(異業種)への進出に必要な調査等にかかる経費
事業拠点費	<p>海外に事業拠点を設置するために支払われる経費であって、次に該当する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備費 ・機械器具費 ・人材育成費 ・宣伝広告費

事業名	湯沢市地場産業等強化対策事業補助金
目的	市内経済及び地場産業等の強化、発展を図ることを目的として、市内の業界団体及び企業群が行う産業振興及び業界活性化並びに異業種連携事業に対し、その経費の一部を補助いたします。
主な内容	<p>・ 補助対象者</p> <p>将来にわたって市の産業振興又は地場産業活性化のために貢献しようとする者で、次に掲げるもの。</p> <p>① 市内に主たる事務所を有する業界団体 ※業界団体…業種や取扱商品を同じくする法人及び個人で組織された団体</p> <p>② 市内に主たる事務所を有する企業群 ※企業群…同一の方向性をもった同種企業又は異種企業で組織された共同体</p> <p>・ 補助対象事業</p> <p>地場産業等の経営基盤の強化・業界活性化・異業種連携！</p> <p>1 新しい産業分野への進出や新商品開発、観光誘客等へ向けた新たな取組みを実践する事業など (新分野進出事業、新商品開発事業、観光・誘客事業、研修会支援事業etc.)</p> <p>2 各種展示会やイベントへの出展、市内でのイベントに対する事業など (展示会事業、イベント出展事業、地域活性化活動事業 etc.)</p> <p>3 海外市場への進出(出店)や海外での展示商談会、イベントへの出展または新たな取組みを実践する事業など (海外で開催される展示会やイベントへの出展事業、海外拠点設営事業etc.)</p> <p>・ 対象経費・補助額</p> <p>1の事業……報償費、旅費、会場費、負担金、開発費、消耗品費 (補助対象経費の2/3以内の額。ただし旅費については1人当たり4万円を上限とし、総額50万円を超えないものとする。補助対象経費となる負担金は、10万円を上限とする。また補助金の総額は200万円を上限とする。)</p> <p>2の事業……旅費、会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費 (補助対象経費の2/3以内の額。ただし旅費については1人当たり4万円を上限とし、総額50万円を超えないものとする。また、補助金の総額は200万円を上限とする。)</p> <p>3の事業……報償費、旅費、会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費 事業拠点費 (補助対象経費の2/3以内の額。ただし旅費は、アジア地域は1人当たり10万円、その他の地域は1人当たり15万円を上限とし、総額80万円を超えないものとする。また、補助金の総額は200万円を上限とする。)</p>

※ 補助対象経費の内訳は次表のとおり

・ 対象経費内訳

経 費 名	補助対象経費内訳
報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識を有する者（専門家等）に依頼し、指導・相談、講演等を依頼した場合に、謝礼として支払われる経費（旅費相当分を含む。） ・ 海外進出事業で行う商談会等における現地通訳者に支払われる経費
旅 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の一部として行われる先進地視察や調査、展示会等イベント参加への旅費として支払われる経費（補助対象経費となる旅費は、実際に要した費用とし、国内旅費においては1人当たり4万円、総額50万円を上限とし、海外旅費においてはアジア地域は1人当たり10万円、その他の地域は1人当たり15万円を上限とし、総額80万円を超えないものとする。）
会 場 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、研修会等での会場借上料 ・ 展示会、イベント等を遂行するために必要な出展料、手数料及び設営費として支払われる経費（備品使用料、装飾費を含む。）
消 耗 品 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品を購入するために支払われる経費
通 信 運 搬 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便代、運送代等として支払われる経費（海外進出事業においては、運送代にかかる保険料、検査手数料等を含む。）
印 刷 製 本 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、展示会、イベント等の事業を遂行するために必要なチラシや宣伝用ポスター、資料等の印刷費として支払われる経費（案内状等の印刷費を含む。）
負 担 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会、研修会等のテキスト代 ・ その他事業に必要な負担金（補助対象経費となる負担金は、10万円を上限とする。）
開 発 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品開発や新分野へ進出するために支払われる経費であって、次に該当する経費 ・ 体験型観光等で招へいした観光モニターの受け入れ準備に要した経費 ・ 誘客活動に必要な直接的経費 ・ 新商品開発のために必要な直接的経費 ・ 新市場開拓や新たな業種（異業種）への進出に必要な調査等にかかる経費
事 業 拠 点 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外に事業拠点を設置するために支払われる経費であって、次に該当する経費 ・ 設備費 ・ 機械器具費 ・ 人材育成費 ・ 宣伝広告費

事業名	<u>伝統的工芸品使用拡大支援補助金</u>
目的	伝統産業の振興と観光業への魅力付けによる誘客を目的に、業務用「川連漆器」の使用拡大を図るため、購入経費の一部を助成するものです。
主な内容	<p>・ 補助対象者</p> <p>○ 宿泊業を営む者 (旅館業法の規定による営業許可等を受けているホテル、旅館など)</p> <p>○ 飲食業を営む者 (食品衛生法の規定による営業許可等を受けている料理店、一般食堂、レストランなど)</p> <p>注) 次に該当する場合は、補助対象者となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者または、行おうとする者 ・ 市税等を滞納している者 ・ 同一年度において本事業の補助金を受けた者 <p>・ 補助対象事業</p> <p>○ 市内に所在する宿泊施設又は店舗等で、業務用に使用する食器等「川連漆器」の購入経費 ただし、運搬等に係る諸経費及び消費税及び地方消費税を除いた総額が10万円以上のものに限りません。</p> <p>注) 対象となる製品は、飲食器（椀、皿、鉢、盃など）、食卓器具（茶托、膳、盆など）、食糧貯蔵器具（重箱、弁当箱、菓子器など）、並びに食卓用ナイフ、フォーク、スプーン及び箸などの食卓用品で、産地組合が設けている伝統的工芸品の産地に由来する製法（伝統的な技術又は技法及び使用される原材料等）の基準を満たすものであって、かつ、市内において製造されたものであることを産地組合より証明を受けることができる未使用の製品とします。</p> <p>・ 補助率および補助金の額</p> <p>○ 補助率は、補助対象経費の1／2以内</p> <p>○ 補助金額は、50万円を限度に予算の範囲内で交付します [1,000円未満の端数は切り捨て]</p>

事業名	<u>湯沢市スキルアップ支援事業補助金</u>
目的	市内事業所が人材育成を経たうえで正規雇用する事業並びに在職者の処遇改善に結びつける事業を行う場合に所要経費の一部を助成することにより、企業の正規雇用意欲を高め、雇用する企業の負担を軽減することで、雇用の促進及び雇用の安定化、地元定着を図ることを目的としています。
主な内容	<p>・補助対象事業者</p> <p>次の①～⑩の要件すべてに該当する事業者。</p> <p>① 市内に所在する事業所の事業主であること。</p> <p>② 社会保険及び雇用保険適用事業主であること。</p> <p>※社会保険強制適用事業所でない場合は社会保険加入要件は除外</p> <p>③ 「人材育成計画認定申請書」提出前6ヶ月以内に事業主都合解雇がないこと。</p> <p>④ 市税の滞納がないこと。</p> <p>⑤ 研修終了時までに対象労働者を正規雇用又は処遇改善すること。</p> <p>⑥ 前に対象労働者を雇用していた事業主との間で、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係がないこと。</p> <p>⑦ 事業の目的が公序良俗に反するなど、社会通念上、補助金交付の対象としてふさわしくないと判断される事業主でないこと。</p> <p>⑧ 暴力団と密接な関係がないこと。</p> <p>⑨ 国や県の補助金や奨励金等との重複がないこと。</p> <p>⑩ 新規学卒者の採用に対し内定取り消しなどがいないこと。</p> <p>・対象労働者</p> <p>「人材育成計画認定申請書」提出日現在で60歳未満かつ補助対象事業所に雇用されている次の①～③のいずれかに該当する者。</p> <p>① 国の試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）を活用し正規雇用された者で3ヶ月以上在職している者</p> <p>② 期間を定めて雇用されている者</p> <p>③ 6ヶ月以上正規雇用されている者</p> <p>・対象となる研修</p> <p>職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となる内容を除く、①～③のいずれかの研修で、研修期間が3ヶ月以上1年以下のもの。</p> <p>① 職務に直接関連した知識、技能などを修得させる内容であること。</p> <p>② 職務に必要な資格取得や技能向上のため、修得させる内容であること。</p> <p>③ 対象労働者の就業能力向上につながる内容であること。</p>

・ **対象となる経費**

- ① 研修機関の受講費（教材費を含む）
- ② 講師を招へいして行う講座の講師謝金
- ③ 研修に必要な資材費用
- ④ 資格取得に必要な受験料、資格登録料
- ⑤ その他市長が必要と認める費用

※参考書の購入費、旅費等は対象外

・ **補助率および補助金の額**

対象経費の1／2以内（1人10万円上限）

1事業所当たり3人まで

事業名	<u>湯沢市店舗等リフォーム資金助成事業</u>
目的	市内に店舗等を有する小規模事業者が、店舗等のリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、店舗等の環境改善を促進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。
主な内容	<p>・助成対象者 次の①～③のすべてに該当する事業者。</p> <p>① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の者</p> <p>② 市税および市諸収入金の未納がない者</p> <p>③ 当該リフォーム工事について、市で実施している他の制度による助成を受けていない者</p> <p>※ 工事着工前の申請を要する。</p> <p>・助成対象物件 事業者が所有する市内で現に営業中の店舗または稼働中の工場</p> <p>・助成対象工事 次の①と②の両方に該当する工事。</p> <p>① リフォームに要する費用（消費税および地方消費税額を除く）が20万円以上の工事</p> <p>② 市に登録（小規模修繕等契約登録名簿か建設工事等入札参加有資格者名簿に登録）された業者が施工する工事</p> <p>・助成金額 リフォームに要する費用（消費税および地方消費税額を除く）の25%（上限10万円）</p>

事業名	湯沢市中心商店街等振興事業
目的	市内の商店街や商店などに対して各種支援を実施し、商店街の活性化や商業活動を促進することにより、雇用機会の増大を図るとともに市民生活の向上を図る。
主な内容	<p>・ 空き店舗対策支援事業</p> <p>ア. 内容 中心商店街の空き店舗を借り上げて出店する場合、店舗の改装費や賃料の一部について補助する。</p> <p>イ. 賃借料補助 ○開店の月から12か月まで、賃借料の1/2を補助する。 (賃借料限度額：1㎡あたり2千円、補助限度額：月額10万円) ○13か月から24か月まで、賃借料の1/4を補助する。 (賃借料限度額：1㎡あたり2千円、補助限度額：月額5万円)</p> <p>ウ. 改装費補助 改装費の2分の1を補助する(限度額：150万円)。 ただし、1回限りの改装で、総工事費が10万円を超え、湯沢市中心商店街等振興事業審査会で認められたもの。</p> <p>※対象経費 床・天井・壁張替工事、外装工事、屋内外給排水設備工事、空調設備工事、電気・照明設備工事、看板設置 等 (工事施工された箇所が店舗に設置、固定されているものであり、移動できないものが対象経費。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※対象外経費 テーブル、椅子、冷凍ケース、棚、ショウケース等で移動可能なもの。 建物の取得費及び移転補償に要する経費。 工事代金を家主が支払うもの。</p> </div> <p>エ. 対象条件 次に掲げる項目にすべて該当する場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合や振興組合等の商店街組織を有する商店街区域にある店舗であり、上記の商店街協同組合や振興組合等に加入していること。 ・ 前の事業者が店を閉めてから6カ月以上経っている空き店舗であること。 ・ 日中に営業するものであること。 ・ 賃借契約期間が2年以上であり、不動産業者を通して賃貸借契約を締結していること。 ・ 業種は、卸売業、小売業、サービス業であること。 </p>

事業名	<u>湯沢市インバウンド対応型経営支援補助金</u>
目的	市内事業を営む者がインバウンド対応型経営への転換を行うための広告物等の作成経費の一部について補助金を交付することにより、外国人に対しても魅力あるまちづくりの実現につなげることを目的とする。
主な内容	<p>・ 補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湯沢市に住民登録している者 ・ 商業登記簿謄本において本店を湯沢市内としている法人 <p>(注)次に該当する場合は、補助対象者となりません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っている者又は行おうとする者 ・ 市税等を滞納している者 ・ 同一年度において本事業の補助金を受けた者 <p>・ 補助対象事業</p> <p>日本語表記のほかに外国語表記を付する広告物等の作成を行い、外国人居住者及び観光客等の利便向上等に対応する事業</p> <p>・ 補助対象経費、補助率および補助金の額</p> <p>市内事業所等において、事業の用に供する外国語に対応した広告物等の作成を行うために要した費用。ただし、運搬等に係る諸経費及び消費税及び地方消費税を除いた総額が5万円以上のものに限ります。</p> <p>(注)対象となる広告物等とは、</p> <p style="padding-left: 2em;">パンフレット類、ポスター、パッケージ、ホームページ等をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は、補助対象経費の1/2以内 ・ 補助金額は、20万円を限度に予算の範囲内で交付します。 <p style="padding-left: 2em;">※1,000円未満の端数は切り捨て</p>

事業名	<u>湯沢市中小企業振興資金（マルゆ）</u>
目的	市内で事業を営む中小企業者等で事業資金を必要とするものに対し融資のあっせんを図り、中小企業者等の経営の安定および業界の振興発展に資することを目的とする。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <p>・融資対象事業所 市内に1年以上住所または事業所を有する中小企業者で、かつ、現に事業を営み市税を完納しているものまたは市長が特に湯沢市の産業振興上寄与すると認めたもの。</p> <p>・資金使途 運転資金、設備資金</p> <p>・融資限度額及び融資利率 一般事業資金…2,000万円 2.45%以内（割賦） 小口事業資金…1,250万円 2.25%以内（割賦）</p> <p>・信用保証料 0%（保証料は市が全額負担）</p> <p>・償還期間 10年以内（据置期間2年以内含む）</p> <p>・連帯保証人 個人事業者については不要。 法人の場合は代表者のみ。</p> <p>・取扱金融機関 北都銀行湯沢支店・稲川支店・横堀支店 秋田銀行湯沢支店・稲川支店 北日本銀行湯沢支店 羽後信用金庫湯沢支店・稲川支店</p> <p>※中小企業者…資本金の額または出資の総額が3億円（小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社および個人。</p> <p>※小規模企業者…常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社および個人。</p>

事業名	<p>湯沢市緊急経済雇用対策 中小企業振興資金(マルゆ)利子補給補助金</p> <p style="text-align: right;">(緊急経済雇用対策)</p>
目的	<p>厳しい経済情勢その他の外的要因により、事業活動に支障をきたし業況の悪化している中小企業者に対し、湯沢市中小企業振興資金の融資を受けた資金に係る利子の一部について、市が一定期間利子補給措置を講ずることにより、金利負担を軽減し、もって経営安定の促進を図ることを目的とする。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 補助対象事業所</p> <p>湯沢市中小企業振興資金の融資を受けた事業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けたもの。(セーフティーネット保証の認定)</p> <p>(ただし、平成20年6月以降の融資分に限る。)</p> <p>・ 利子補給期間</p> <p>平成26年4月1日から平成28年3月31日まで</p> <p>・ 利子計算期間</p> <p>利子補給金の算定根拠となる計算期間は、1月1日から6月30日まで(上期) および7月1日から12月31日まで(下期) の2期間とする。</p> <p>・ 利子補給率</p> <p>計算期間中において、実際に償還した融資利子の総額の4分の1とする。</p> <p>(ただし、当該額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。)</p> <p>・ 取扱金融機関</p> <p>北都銀行湯沢支店・稲川支店・横堀支店 秋田銀行湯沢支店・稲川支店 北日本銀行湯沢支店 羽後信用金庫湯沢支店・稲川支店</p>

事業名	小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経） (融資機関：日本政策金融公庫)
目的	○運転資金として（仕入資金、手形決済資金、給与、ボーナスの支払いなど） ○設備資金として（工場、店舗の改装資金、車輛購入、機械設備の購入など）
内容	<p>・ 融資対象 常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下 の事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会議所、商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方 ● 税金（所得税、法人税、事業税、県民税等）を完納している方 ● 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方 ● 商工会議所、商工会のマル経審査会を通ったもの <p>・ 資金用途 運転資金、設備資金</p> <p>・ 融資額 2,000万円以内</p> <p>・ 償還期間 運転資金7年以内（据置1年以内）・設備資金10年以内（据置2年以内） ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定できます</p>

事業名	秋田県中小企業融資制度																																																											
内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">制度資金名</th> <th style="width: 15%;">限度額</th> <th style="width: 15%;">期間</th> <th style="width: 15%;">利率</th> <th style="width: 25%;">保証料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業振興資金</td> <td>1,250万円</td> <td>設備10年 運転7年</td> <td>2.35%</td> <td>0.45%以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(小口支援枠)</td> <td>1,250万円</td> <td>設備10年 運転7年</td> <td>2.15%</td> <td>0.5%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">経営安定資金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(通常枠) ※1</td> <td>8,000万円</td> <td>10年</td> <td>1.95%</td> <td>1.0%以下 ※2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(緊急経済対策枠) ※3</td> <td>2億円</td> <td>10年</td> <td>1.75%</td> <td>0.18%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(特別改善枠) ※4</td> <td>5,000万円</td> <td>12年</td> <td>2.35%</td> <td>1.0%以内 ※2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(経営力強化枠)</td> <td>2億円</td> <td>設備7年 運転5年</td> <td>1.95%</td> <td>1.4%以下</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(借換枠)</td> <td>2.8億円</td> <td>10年</td> <td>1.80%</td> <td>1.55%以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">秋田県創業支援資金</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">県創業関連、県創業等関連</td> <td>2,500万円</td> <td>7年</td> <td>2.15%</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>					制度資金名	限度額	期間	利率	保証料	小規模事業振興資金	1,250万円	設備10年 運転7年	2.35%	0.45%以下	(小口支援枠)	1,250万円	設備10年 運転7年	2.15%	0.5%以下	経営安定資金					(通常枠) ※1	8,000万円	10年	1.95%	1.0%以下 ※2	(緊急経済対策枠) ※3	2億円	10年	1.75%	0.18%	(特別改善枠) ※4	5,000万円	12年	2.35%	1.0%以内 ※2	(経営力強化枠)	2億円	設備7年 運転5年	1.95%	1.4%以下	(借換枠)	2.8億円	10年	1.80%	1.55%以下	秋田県創業支援資金					県創業関連、県創業等関連	2,500万円	7年	2.15%	0.6%
制度資金名	限度額	期間	利率	保証料																																																								
小規模事業振興資金	1,250万円	設備10年 運転7年	2.35%	0.45%以下																																																								
(小口支援枠)	1,250万円	設備10年 運転7年	2.15%	0.5%以下																																																								
経営安定資金																																																												
(通常枠) ※1	8,000万円	10年	1.95%	1.0%以下 ※2																																																								
(緊急経済対策枠) ※3	2億円	10年	1.75%	0.18%																																																								
(特別改善枠) ※4	5,000万円	12年	2.35%	1.0%以内 ※2																																																								
(経営力強化枠)	2億円	設備7年 運転5年	1.95%	1.4%以下																																																								
(借換枠)	2.8億円	10年	1.80%	1.55%以下																																																								
秋田県創業支援資金																																																												
県創業関連、県創業等関連	2,500万円	7年	2.15%	0.6%																																																								

- ※1 平成26年4月1日～9月30日まで消費税増税による影響を受けた方も対象となります。
- ※2 平成26年7月1日以降保証料率が変わります。
- ※3 緊急経済対策枠の取り扱いが平成26年6月30日受付分までとなります。
- ※4 中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取り組んでいる場合は限度額が8,000万円となります。

事業名	<u>湯沢市まちなかにぎわいチャレンジショップ事業</u>
目的	中心市街地で新たに事業を始めたい方などのために、試験的に営業する場をまちなかにぎわいチャレンジショップとして実施する。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用できる方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 湯沢市在住で事業経営を行ったことの無い者で新たに起業を希望する者 (2) 湯沢市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体 (3) 学生等のうち、所属する学校の協力を得られる者 など <p>※なお、2人以上で1店舗を共同利用することは可能。</p> ・ 利用期間 <ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以内（更新あり） ・ 設備など <ul style="list-style-type: none"> ○ 家賃は無料 ○ 上下水道、電気、エアコンはチャレンジショップに設置済み (光熱水費として1日500円の負担) ・ 場 所 <ul style="list-style-type: none"> 湯沢市駅通り商店街（サンロード） ・ 店舗の種類 <ul style="list-style-type: none"> 小売・サービス業とし、次の業種については出店不可。 (1) 店舗を著しく汚損したり、騒音を出したりする恐れのある業種 (2) 公序良俗に反すると判断される業種 など

～ お問い合わせは・・・

「事業革新実践会議」各団体へ ～

湯沢商工会議所

〒012-0824
秋田県湯沢市佐竹町 4-2
tel 0183-73-6111 fax 0183-73-2900
[http:// www.yuzawacci.or.jp/](http://www.yuzawacci.or.jp/)

湯沢市役所 産業振興部 まるごと売る課

〒012-8501
秋田県湯沢市佐竹町 1-1
tel 0183-73-2111 fax 0183-79-5057
<http://www.city-yuzawa.jp/>

ゆざわ小町商工会

【本所】

〒012-0105
秋田県湯沢市川連町字平城下 23-2
tel 0183-42-2163 fax 0183-42-4843
<http://shoko.skr-akita.or.jp/yuzawakomati/>

【雄勝支所】

〒019-0204
秋田県湯沢市横堀字小田中 71-8
tel 0183-52-3137 fax 0183-52-4511

【皆瀬支所】

〒012-0183
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台 51
tel 0183-58-4300 fax 0183-58-4301

「事業革新実践会議」とは・・・

湯沢商工会議所・ゆざわ小町商工会・湯沢市役所が連携し合い、一体となって
商工業者の皆様の支援を行う組織です。